「住民基本台帳ネットワークシステムについて」

令和3年7月19日 総務省自治行政局

住基ネットの法制度上の整理

- 住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、平成11年の住基法改正により、 全市区町村の住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。
- 市区町村は都道府県に、都道府県は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に、それぞれ本人確認情報 (氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、マイナンバー及びこれらの変更情報)を通知(住基ネット回線により送信)。 J-LIS及び都道府県は、通知を受けた日から起算して150年を経過する日までの期間、本人確認情報を保存。
- J-LIS、都道府県又は市町村は、法律又は条例で定める提供先及び事務について、必要な本人確認情報を提供。

J-LISによる本人確認情報の提供

- 別表第1から別表第4までに掲げる機関から、住基法別表に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の9、第30 条の10第1項第1号、第30条の11第1項第1号、第30条の12第1項第1号)
- 都道府県又は市区町村から、マイナンバー法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあっ たとき(第30条の10第1項第2号、第30条の11第1項第2号、第30条の12第1項第2号)
- 都道府県又は市区町村から、住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の10第1項第3号、第30条 の11第1項第3号、第30条の12第1項第3号)

都道府県による本人確認情報の提供

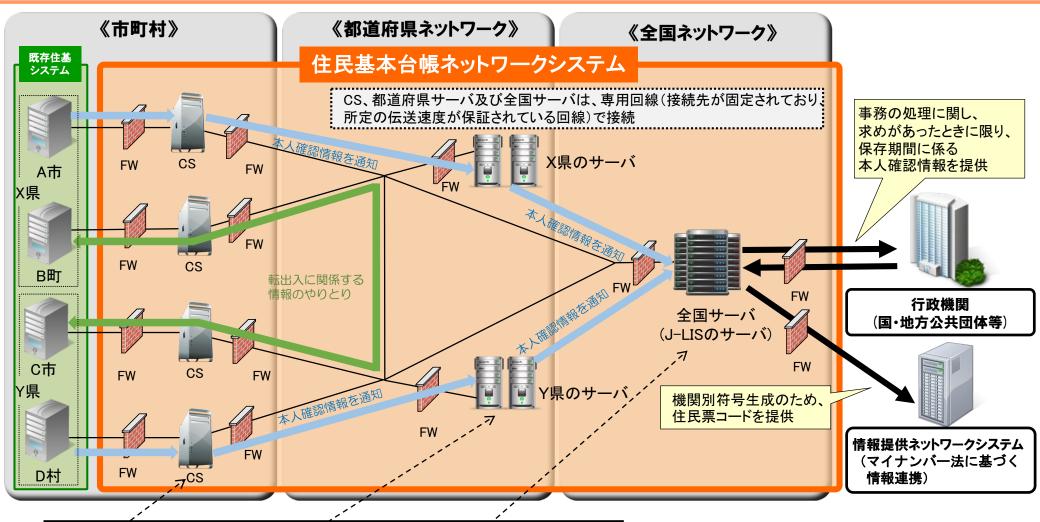
- 別表第6に掲げる機関から、別表第6に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の15第2項第1号)
- 当該都道府県の条例で定める知事以外の執行機関から、条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき(同項第2号)

市町村による本人確認情報の提供

- 他の市町村の条例で定める市町村長その他の執行機関から、条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の14)
- 都道府県は、次の事務に、本人確認情報を利用。
 - **別表第5に掲げる事務**(第30条の15第1項第1号)

- 条例で定める事務(同項第2号)
- 本人確認情報の利用につき本人が同意した事務(同項第3号)
- 統計資料の作成(同項第4号)
- 市区町村は、住民の転出入があった場合及び住民票の写しの広域交付を行う場合に、関係する情報を市区 町村間で住基ネット回線により送信。(第9条第1項、第12条の4第2項及び第3項、第19条第1項、第24条の2第3項及び第4項)

住基ネットの回線構成図



【CS保有情報】 市町村の住民の

本人確認情報

| 【**都道府県サーバ保有情報】** | 都道府県の住民の 【全国サーバ(J-LIS)保有情報】

全国の住民の最新の 本人確認情報

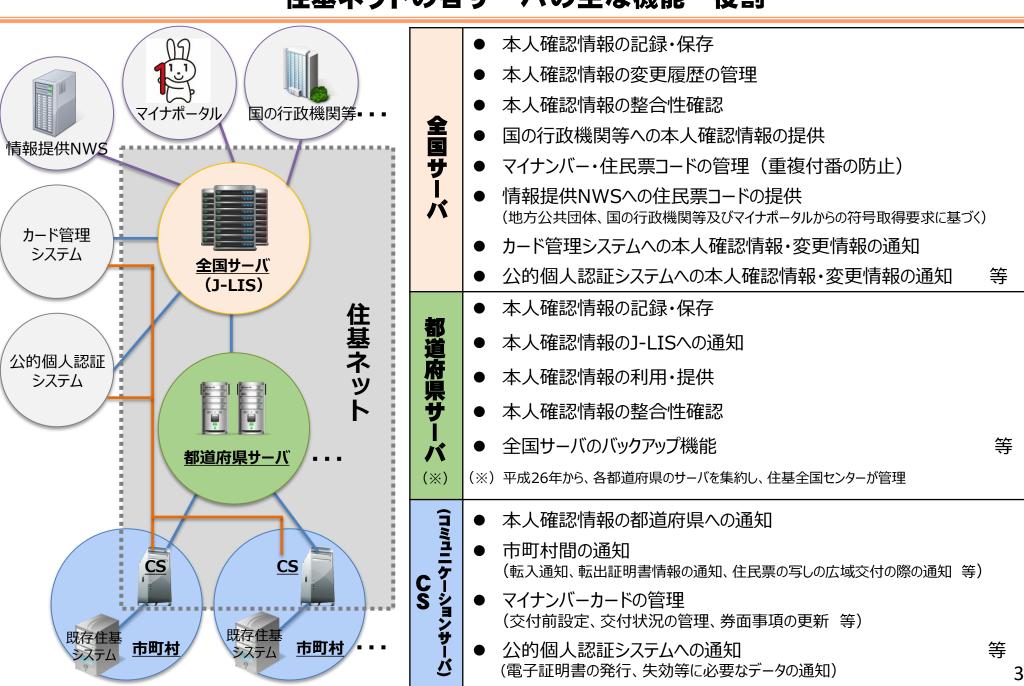
本人確認情報

4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、マイナンバー、住民票コード 及びこれらの変更情報

本人確認情報

- ※CS(コミュニケーションサーバ):各市町村の住記システムと 住基ネットの橋渡しをするためのサーバ。
- ※FW(ファイアウォール):ネットワークの通信において、不正 侵入を防止する仕組み。既存住基、コミュニケーション サーバ、都道府県サーバ、全国サーバ及び行政機関の サーバ間での通信はFWによって制御。

住基ネットの各サーバの主な機能・役割



住基ネットの利用状況と「プッシュ型通知」のニーズについて

住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況に関する調査(令和3年7月)

住民基本台帳法別表第1の上欄に掲げる国の機関等を対象に、令和2年度の住基ネットの利用状況(照会件数、照会の頻度等) と「プッシュ型通知」(※)のニーズを調査。

- ※ 本調査においては、以下のような仕組みと仮定
 - 1) 予め定められた対象者の本人確認情報について、異動(住所変更、氏名変更等)があった場合に、変更情報が提供される仕組み
- 2) 予め定められた対象者の本人確認情報について、予め定められたタイミングで、提供される仕組み

【令和2年度の利用状況】

都度照会

事務の対象者からの申請等の都度、住基ネット照会を行っているもの。

- **国民年金等の被保険者等の同一住所者の確認**(日本年金機構、年間約8,500万件)
- 国税の税務調査、還付金通知等の対象者の現況確認(国税庁、 年間約2,000万件)
- **健康保険等の保険給付の支給対象者等の現況確認**(社会保険 診療報酬支払基金、年間約1,600万件)
- 司法試験受験者の確認(法務省、年間約4,000件)

定期照会

事務の対象者について、定期的に住基ネット照会を行っているもの。

- □ 国民年金等の被保険者等の異動情報の確認(日本年金機構、毎月 照会、年間約12.2億件)
- **節目年齢(20歳、34歳、44歳、54歳)到達者の確認**(日本年金機構、 毎月照会、年間約600万件)
- 恩給の対象者の現況確認(総務省、3ヵ月ごとに照会、年間約84万件)
- **石綿による健康被害の救済給付の対象者の現況確認**(独立行政法 人環境再生保全機構、2ヵ月ごとに照会、年間約8,000件) 等

【プッシュ型通知】

・年金、社会保険、税関係の事務など、本人確認情報を定期的に照会している 約30事務において、プッシュ型通知のニーズあり、との回答。

<プッシュ型通知の利用イメージ>

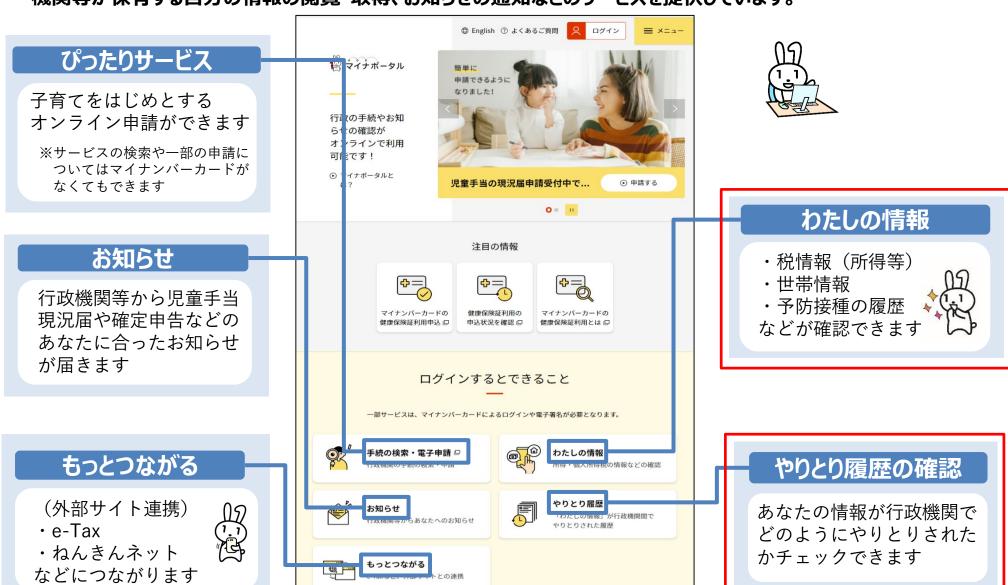
- 対象者の氏名、住所等に異動がある都度、異動情報の提供を受ける。
- 対象者の氏名、住所等に異動があった場合に、一定の頻度で、一括して異動情報の提供を受ける。
- □ 対象者の生存状況について、変更があれば、通知を受ける。
- □ 対象者への文書発送に際して(年1、2回程度)、対象者の氏名、住所等 に異動がある場合に、一括して異動情報の提供を受ける。
- □ 一定の年齢に到達したことにより事務の対象者となった者について、一定の頻度で(例:月1回)、一括して本人確認情報の提供を受ける。

<意見等>

- ✓ 現在は、郵便物の返戻等をもって対象者の住所等の変更を把握し、住基ネット照会を行っているところ、プッシュ型通知により、効率的な事務処理を行えるようになることを想定。
- ✓ プッシュ型通知による情報提供の頻度向上や事務処理の効率化を期待。
- ✓ 常に最新の本人確認情報を把握・管理していることが望ましいため、異動情報の提供を受ける頻度(サイクル)は多い(短い)方が好ましいが、情報の正確性や費用対効果も踏まえる必要。
- ✓ 現在の提供方法との併用を希望。

マイナポータルの仕組み

○ マイナポータルは、「マイナンバーカードをキーとした、わたしの暮らしと行政との入口」として、オンライン申請や、行政 機関等が保有する自分の情報の閲覧・取得、お知らせの通知などのサービスを提供しています。



マイナポータルにより取得できる自己情報(主なもの)

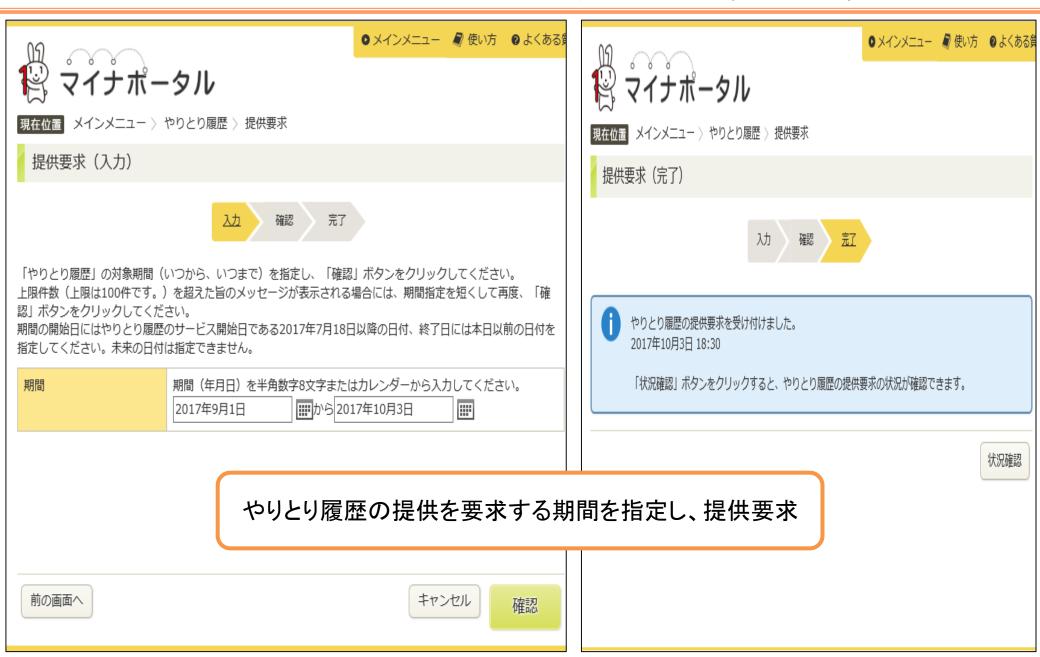
○マイナポータルは、番号法に基づき行政機関等間で連携する自己情報について、本人が照会する機能を提供しています。

○世帯の属性の情報 世帯 ※氏名、性別、生年月日、住所の4情報は、中間サーバーでは情報連携しない仕組み 地方税 ○住民税の所得情報、賦課年度 ○医療保険の資格・給付情報(保険者名、資格適用開始日、保険料賦課、高額療養費限度額等) ○予防接種の情報(実施自治体、ワクチン情報、実施日等) 健康・医療 ○乳幼児健診、妊婦健診の情報(実施自治体、実施日、健診結果等) ※特定健診情報:令和3年10月までに開始予定 ※がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の情報:令和4年6月に開始予定 ○児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦法の給付金等の情報(認定区分、認定日、支給額等) ○母子保健法による妊娠の届出情報 子育で ○高等学校等就学支援金に関する情報 ○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育給付、障害児入所給付費等の支給の情報 ○身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神障害者福祉法による精神障害者手帳等の情報 ○知的障害者福祉法による知的障害者の情報 ※療育手帳の情報は令和4年6月から追加 福祉·介護 ○生活保護の実施に関する情報 ○介護保険の資格・給付情報(自治体、資格適用開始日、保険料賦課、高額介護費等)

雇用·年金

- ○雇用保険給付、労災補償保険給付、職業訓練給付金の支給に関する情報
- ○公的年金給付の支給に関する情報

マイナポータルにおけるやりとり履歴の確認(提供要求)



マイナポータルにおけるやりとり履歴の確認(詳細確認)

やりとり履歴一覧 下記の情報は、ログアウト時に自動的に削除されます。再度、提供要求を実行することで表示可能ですが、保存して おきたい場合は、「ダウンロード」ボタンをクリックしてください。 受信日時 照会日時 照会機関 提供日時 提供機関 やりとりされた情 状況 報の名称 2017年 2017年 00市 2017年 △△市 提供完了 地方税法その他 10月3日 10月3日 10月3日 の地方税に関す 20:30:30 18:30:39 20:30:30 やりとり履歴詳細 る法律に基づく 条例の規定によ り算定した税額 整理番号 1000000000000001-20171003000000-100001-01 もしくはその算定 状況 提供完了 の基礎となる事 情報提供が完了しています。 項に関する情報 やりとり履歴受信日時 2017年10月3日 20:30:00 2017年10月3日 18:30:39 照会日時 照会機関 00市 情報照会者部署名 ××課 提供日時 2017年10月3日 20:30:00 提供機関 $\triangle \triangle \bar{\pi}$ 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの 事務 事務手続 市町村民税の課税(家屋敷課税) やりとりされた情報の名称 □ 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した 税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 法第21条第2項各号の該当 非該当 上記のやりとりされた情報に関して、現在の情報の内容を確認することができます。以下の「あなたの情報を確認」 ボタンをクリックしてください。 前の画面へ あなたの情報を確認

住基ネットの情報

4情報

氏名(旧氏※1、通称※2) (住基法第30条の6第1項)

住所

生年月日

性別

マイナンバー

住民票コード

これらの変更情報

※1 住民票に旧氏が記載されている日本人住民の場合

※2 住民票に通称が記載されている外国人住民の場合

住民基本台帳(住民票)の情報 (住基法第7条)

- 世帯情報(世帯主である旨、世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
- 戸籍の表示(筆頭者の氏名及び本籍)
- ・ 住民となった年月日
- 一の市町村の区域内で新たに住所を変更した者の住所を 定めた年月日
- 新たに市町村の区域内に住所を定めた者の住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所
- 選挙人名簿への登録の有無
- 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の 被保険者の資格に関する事項
- ・ 児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する事項
- ・ 政令で定める事項

· DV等支援措置対象者の情報

(住民基本台帳事務処理要領第5-10及び平成24年9月26日 付け総行住第89号総務省自治行政局住民制度課長通知)

:申出者、加害者、支援措置(例:住民票の写しの交付請求の拒否等) を求めるもの等の情報 • **除票簿(除票)の情報**(住基法第15条の3第1項)

:住民票に記載していた事項のほか、住民票を消除した事由(転出の場合には転出により消除した旨及び転出先の住所)及びその事由の生じた年月日(転出届に基づき住民票を消除した場合は転出の予定年月日)又は改製した旨及びその年月日

住民記録システムの情報(※標準仕様書の対象となる情報に限る。)

住基ネットにおいて取り扱う情報に関する本検討会における主なご意見

世帯情報

- 世帯情報を住基ネットで扱う情報に追加すると、住基ネットの活用の幅が広がり、円滑な事務処理、住民サービスの向上にも繋がるのではないか。
- 実態として、国民健康保険など、世帯をベースに制度が設計されているサービスが多くあり、世帯情報は、行政サービスのベースの情報となっている。住基ネットで世帯情報を取り扱うこととし、迂遠な事務処理を解消するべきではないか。
- 本人ではなく、同一世帯員から、住民票の写しの広域交付の請求を受けた場合において、住基ネットで世帯情報を 確認できるとよいのではないか。
- 世帯情報について、住基ネットと情報提供ネットワークシステムの2つのシステムで確認しなければならないのは、手間であり、事務ミスも生じやすい。住基ネットで世帯情報を確認できるようになり、1つのシステムで完結するようになることが望ましいが、住基ネットで世帯情報を持つことについて、社会的な合意形成は可能か。

DV等支援措置に係る情報

- DV等支援措置に係る情報の加害者への漏洩について、住民基本台帳の担当部署以外の部署から漏れるケースもあるようであり、自治体間できちんと情報連携が行われることが期待される。
- O DV等支援措置に係る情報について、各自治体個別の管理を越えて、連携、共通化できるとよいのではないか。
- O DV等支援措置に係る情報について、住基ネットで確認できるようになれば、実務上、有用と思われるが、支援措 置終了時の手続など、法制度面の整備も必要ではないか。

住基ネットで取り扱う情報のあり方

- 住基ネットが扱う情報を今よりも増やすことは必要だと思うが、個人情報の一元管理に対する懸念にも留意し、なぜ その情報が必要なのか、丁寧に整理して説明できるようにする必要がある。
- 住基ネットで取り扱う情報について、本人確認情報に限定した理由を、今一度検証しつつ、今後のあり方を検討し てはどうか。

10

(参考) 平成20年3月6日 住基ネット関連訴訟 最高裁判決のポイント

- **住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、**氏名、生年月日、性別及び住所からなる4情報に住民票コードとその変更情報を加えたものにすぎず、これらはいずれも個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない。
- <u>住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、</u>住民サービスの向上及び行政事務の効率化という<u>正当な行政目的の範囲内で行われている。</u>以下の点に照らせば、<u>住基ネットにシステム技術上又は</u>法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。
 - ① 住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする 具体的な危険はないこと。
 - ② 受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること。
 - ③ 住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること。
- 現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないことなどにも照らせば、住基ネットの運用によって原審がいうような具体的な危険が生じているということはできない。
- 行政機関が住基ネットにより住民である被上告人の本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということはできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法13条により保障された自由を侵害するものではないと解するのが相当。住基ネットによる被上告人の本人確認情報が管理、利用等されることによって、自己のプライバシーに関わる情報の取扱いについて自己決定する権利ないし利益が違法に侵害されたとする被上告人の主張にも理由がない。

(参考) デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)

別添1 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて(国・地方デジタル<u>化指針)(抄)</u>

Ⅲ 33の課題を解決するための取組方針

第1回検討会 資料4

- 1. マイナンバー関連システム整備
- 1. 1 マイナンバー関連システム(マイナンバー管理システム、マイナポータル等)、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータル・デザイン
- ② 2025年(令和7年)へ向けたシステム・ネットワークのトータルデザイン(あるべき姿) (イ)情報連携基盤(「公共サービスメッシュ」)の構築

【考え方】

デジタル政府の核心である、ワンスオンリー(同じ情報を2度、国民に求めない)を実現し、国民の負担を減らし、行政のコスト削減・正確性向上を図るためには、行政機関間における情報連携が徹底されることが、必要不可欠である。そのためにデータの照会・提供だけでなく、プッシュ型通知、更新を行うことができ、庁内連携・団体間連携・民間との対外接続に一貫した設計で対応できる仕組みを構築する。 係る什組みの構築に当たっては、地域情報プラットフォームや情報提供ネットワークシステムの項目定義等の資産を活かしつつ、後

方互換性を維持したまま柔軟にデータ項目などの仕様を拡張でき、世帯や代理といった関係属性を扱えて、中間サーバー等を介在させずにリアルタイムでシステム間のAPI 連携ができる、柔軟かつ簡素な構成とすることが考えられる。 なお、濫用や漏えいによる問題が発生したり、プライバシー侵害が発生したりすることのないよう、システムについては今後、データベー

スの分散管理とアクセスコントロールを前提に、新たな手法に転換していく。

【取組方針】

c 情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知の検討・実施

ワンスオンリーの実現には、必要な行政機関・事務に、プッシュ型で通知することが必要不可欠である。このため、情報提供ネットワークシステム及び住所、氏名等の本人確認情報を有する住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知について、 2021年度(令和3年度)に検討し、2022年(令和4年)の通常国会への法律案提出を視野に、実現を目指す。

d マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しの検討・実施

デジタル庁において、2022年度(令和4年度)までに、マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しを検討し、2025年度(令和7年度)までに実施する。検討は、情報提供ネットワークシステム等の項目定義等の資産を活かしつつ、後方互換性を維持したまま柔軟にデータ項目などの仕様を拡張でき、世帯や代理といった関係属性を扱えて、中間サーバー等を介在させずにリアルタイムでシステム間のAPI連携ができるなど、柔軟かつ簡素な構成への見直しを方針として行う。その上で、プッシュ型通知機能を含む公共サービスメッシュを構築し、2025年度(令和7年度)までに全団体のAPI接続を完了させ、団体間のAPI連携を通じて世帯などの関係属性を含む住民情報の参照だけでなく、更新に係る手続を連携できる仕組みを整備することを目指す。

(参考)デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)

別添1 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて(国・地方デジタル化指針) (抄)

2. マイナンバーの利活用の促進

第1回検討会 資料4

- 2. 2 多様なセーフティネット:児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討
- 【取組方針】
- ⑤ 情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知の検討・実施 現在、情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムは、制度上・システム上ともに、情報を必要とする行政 機関が情報を保有する行政機関に照会し、提供を受ける方式となっている。しかし、この方法だけでは、例えば住所変更があっても、 各行政機関は照会するまで把握できず、また、全員分について照会をかける必要があり、迅速性・効率性に欠ける。ワンスオンリーの 実現については、情報保有機関が、必要な行政機関に対してプッシュ型で通知することが必要不可欠である。 このため、情報提供ネットワークシステム及び住所、氏名等の本人確認情報を有する住民基本台帳ネットワークシステムにおける プッシュ型通知について、2021年度(令和3年度)に検討し、2022年(令和4年)の通常国会への法律案提出を視野に、 実現を目指す。
- ⑥ マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しの検討・実施 デジタル庁において、2022 年度(令和4年度)までに、マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直 しを検討し、2025年度(令和7年度)までに実施する。検討は、情報提供ネットワークシステム等の項目定義等の資産を活かし つつ、後方互換性を維持したまま柔軟にデータ項目などの仕様を拡張でき、世帯や代理といった関係属性を扱えて、中間サーバー 等を介在させずにリアルタイムでシステム間のAPI 連携ができるなど、柔軟かつ簡素な構成への見直しを方針として行う。

Ⅳ マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -

